

ギャンブル依存症対策基本法案 概要

目的

ギャンブル 依存症

○その患者の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせる国際的にも認められている疾患
○その家族に深刻な影響を及ぼす

→ 重大な社会問題化



ギャンブル依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進

定義

ギャンブル依存症：公営競技（中央競馬を含む。）の投票、ぱちんこ屋等における遊技その他の財産上の利益の得喪に関し射幸心をそそるおそれのあるものを行うこと（=特定原因行為）に関する依存症
ギャンブル依存症対策：ギャンブル依存症の発生、進行及び再発並びにこれに関連する問題の発生の防止等を図るための施策並びにギャンブル依存症の患者（その疑いのある者を含む。）及び患者であった者並びにその家族に対する支援を図るための施策

基本理念

ギャンブル依存症の各段階及びその問題に応じたその防止等を図るために施策を適切に講ずるとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援

多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮
ギャンブル依存症が重大な社会問題となっていることに鑑み、ギャンブル依存症の発生等の防止を図る観点から、特定原因行為をその客に行わせる事業については、国又は地方公共団体による適切な監督の下に行われるようになるとともに、法律の規定に違反して行われるものに対する取締りの強化が図られるようとする

責務等

- (1) 国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、ギャンブル関連事業者の責務として、ギャンブル依存症の発生等の防止に最大限の配慮をする旨を規定
- (2) 国・地方公共団体・ギャンブル関連事業者・医療関係者・民間団体等の連携協力について規定

ギャンブル依存症問題啓発週間（11月26日～12月2日）

広くギャンブル依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル依存症問題啓発週間を規定

ギャンブル依存症対策推進基本計画等

ギャンブル依存症対策推進基本計画：政府による策定等について規定 ※ P D C A を確保
都道府県ギャンブル依存症対策推進計画：都道府県による策定等について規定 ※ P D C A を確保

基本的施策

- | | |
|---|---|
| (1) 教育及び学習の振興並びに知識の普及 (2) 関連事業者の事業の方法についての配慮の確保 ※特定原因行為をその客に行わせる事業のギャンブル依存症の患者等による利用の制限に特に配慮 (3) 予防等の方法の研究開発の推進及びその成果の普及、専門医療機関の整備等の医療提供体制の整備等 (4) 患者等及びその家族への相談支援の充実等 (5) 円滑な社会復帰に資するための就労支援等 | (6) 患者等及びその家族の経済的負担の軽減 (7) 民間団体の活動に対する支援、民間団体と医療等の業務を行う機関等との連携の確保 (8) ギャンブル依存症問題に關し十分な知識を有する人材の確保・養成・資質の向上 (9) 実態調査その他の調査研究の推進、多重債務・虐待等の問題とギャンブル依存症との関係についての調査及び分析 |
|---|---|

ギャンブル依存症対策推進本部

内閣に、内閣総理大臣を本部長とする、ギャンブル依存症対策推進本部の設置を規定

事務：ギャンブル依存症対策推進基本計画の案の作成、同計画に基づく施策の実施の推進、同計画に基づく施策の実施の状況に関する調査・分析・評価等

ギャンブル依存症対策関係者会議

当事者等、専門家で構成され、ギャンブル依存症対策の推進に関する重要事項の調査審議・ギャンブル依存症対策推進本部長への建議等を行うギャンブル依存症対策関係者会議の設置を規定

ギャンブル関連事業者の事業の方法に関する検討

次に掲げる事項の検討に早急に着手し、結論を得た事項から直ちに、遅くともこの法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずる。
①公営競技の投票法、ぱちんこ機等の射幸性の抑制、
②未成年者等の入場制限の方策、
③患者等に係る投票等の制限、
④広告宣伝の在り方、
⑤警告表示及び担当者の配置等の体制整備等、
⑥ギャンブル依存症対策の費用負担、
⑦ギャンブル関連事業者の事業の監督に係る行政組織の整備

公営競技等に係る検証

公営競技等の目的・事業の方法・収益の使途が今日の社会経済情勢に照らして適切かどうかについて検証